

令和 7 年第 2 回（6 月招集）袖ヶ浦市議会定例会議案

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	袖ヶ浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 2 号	袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 0
議案第 3 号	袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
議案第 4 号	袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
議案第 5 号	袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について	2 0
議案第 6 号	袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2 8
議案第 7 号	令和 7 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について）	3 0
議案第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	3 4
報告第 1 号	市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について（袖ヶ浦市土地開発公社）	3 7
報告第 2 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計予算の継続費繰越計算書について	3 8
報告第 3 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について	4 0
報告第 4 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について	4 3
報告第 5 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算の繰越について	4 5
報告第 6 号	専決処分の報告について	4 7
報告第 7 号	専決処分の報告について	4 9
報告第 8 号	専決処分の報告について	5 1
報告第 9 号	専決処分の報告について	5 3

議案第 1 号

袖ヶ浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

デジタル技術を活用した行政の推進によって市民サービスの更なる向上を目指すとともに、行政運営の簡素化及び効率化を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成
21年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

袖ヶ浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「使用して行わせることができる」を「使用する方法により行うことができる」に改め、同条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子計算処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名

等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法に

より」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子計算処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため」を「市の機関は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため」に、「その他」を「その他の」に改め、同条第2項中「市は」を「市の機関は」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術の活用」に改め、同条第3項中「市は」を「市の機関は」に、「情報通

信の技術の利用の推進」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、
「を図るよう」を「その他の見直しを行うよう」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（添付書面等の省略）

第 7 条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等の際に添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

（袖ヶ浦市印鑑条例の一部改正）

- 3 袖ヶ浦市印鑑条例（平成 3 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「袖ヶ浦市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「袖ヶ浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

議案第 2 号

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

選挙長等の報酬額について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）に定める額に準拠するよう、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和46年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「

選挙長	1 日	1 0 , 8 0 0
投票所の投票管理者		1 2 , 8 0 0
期日前投票所の投票管理者		1 1 , 3 0 0
開票管理者		1 0 , 8 0 0
選挙立会人		8 , 9 0 0
投票所の投票立会人		1 0 , 9 0 0
期日前投票所の投票立会人		9 , 6 0 0
開票立会人		8 , 9 0 0
不在者投票所の投票立会人		1 0 , 9 0 0

を

」

「

選挙長	1 日	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）。以下「執行経費基準法」という。）第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ
投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票管理者		
開票管理者		
選挙立会人		
投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票立会人		
開票立会人		

に改める。

	、それぞれ当 該各号に定め る額
不在者投票所の投票立会人	執行経費基準 法第13条の 2第2項に定 める額

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部が改正されたことに伴い、育児に関する部分休業制度を拡充するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「（以下「育児短時間勤務等」という。）」を削る。

第17条第1号を次のように改める。

(1) 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第17条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「（以下「定年前再任用短時間勤務等」という。）」を削り、「除く。」を「除く。次条において同じ。」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業）

第18条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき

当該勤務時間の時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）
第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の袖ヶ浦市職員の育児休業に関する条例第 1 8 条の 3 の規程の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

議案第 4 号

袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正等に伴い、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等の措置を講じるため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 18 条の 2 第 1 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 18 条の 3 を第 18 条の 4 とする。

第 18 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 18 条の 3 とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）第 21 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例第 21 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる

措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立との支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１８条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 5 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の一部が施行され、個人住民税について給与所得控除の見直しや大学生年代の子等に関する特別控除の創設などに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市税条例（平成 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 6 条の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 4 条の 2 を削除する。

附則第 10 条の 3 中第 14 項を第 15 項とし、第 13 項を第 14 項とし、第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において

同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造

たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条(第2項を除く。)の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(4) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに附則第3条第2項の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の袖ヶ浦市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第34条の7第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金若しくは金銭」と、同項第2号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の袖ケ浦市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に

規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、袖ヶ浦市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 袖ヶ浦市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 6 号

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号）の一部が改正され、国民健康保険税に係る課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の判定所得基準が引上げられたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市国民健康保険税条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第23条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の袖ヶ浦市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

令和 7 年 3 月 31 日付けで地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、袖ヶ浦市税条例の一部を改正したものである。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

記

専決第 5 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
(別紙のとおり)

令和 7 年 3 月 3 1 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

袖ヶ浦市条例第 15 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市税条例（平成 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 改正後の第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

令和 7 年 3 月 31 日付けで地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正したものである。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

記

専決第 6 号

袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
(別紙のとおり)

令和 7 年 3 月 3 1 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

袖ヶ浦市条例第 16 号

袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市都市計画税条例（平成 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の袖ヶ浦市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 1 号

市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市が出資又は債務を負担している下記法人の経営状況を説明する書類を作成したので、これを報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩
記

袖ヶ浦市土地開発公社

報告第 2 号

令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計予算の継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計予算において設定した継続費について継続費繰越計算書を調製したので、これを報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計予算 継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和 6 年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計				繰越金	特定財源	国県支出金	地方債 その他
			円	円	円	円	円	円	円	円		円	円
10. 教育費	3. 中学校費	昭和中学校校 舎増築事業	927,496,000	78,011,000		78,011,000	77,904,000	107,000	107,000	107,000			

報告第 3 号

令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計予算において設定した繰越明許費について繰越明許費繰越計算書を調製したので、これを報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

令和6年度袖ヶ浦市一般会計予算 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	未収入 県支出金	特定財源 地方債	財源 その他	一般財源
			円	円	円	円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	施設管理事業	93,148,000	58,268,000				54,500,000		3,768,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	非課税世帯物価高騰 緊急支援給付金事業	145,747,000	47,929,560						47,929,560
4. 衛生費	1. 保健衛生費	ガウラパマママ応援 ギフト事業	979,000	979,000		979,000				
4. 衛生費	1. 保健衛生費	健康づくり支援セン ター管理事業	6,358,000	4,048,000				4,000,000		48,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	火葬場整備運営事業	87,210,000	35,707,244						35,707,244
6. 農林水産業費	1. 農業費	担い手確保・経営強 化支援事業	16,908,000	16,907,000			16,907,000			
6. 農林水産業費	1. 農業費	土地改良施設維持管 理適正化事業	2,615,000	2,615,000						2,615,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	三箇横田線建設事業 (Ⅰ期Ⅰ工区)	107,609,000	107,609,000		36,971,000		27,200,000		43,438,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	交通安全施設整備事 業	32,070,000	32,070,000		11,550,000		9,400,000		11,120,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国庫支出金	特 定 財 源 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
			円	円	円	円	円	円	円	円
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁長寿命化修繕事業	9,600,000	9,600,000		4,400,000		3,600,000		1,600,000
8. 土木費	4. 港湾費	千葉港整備事業地元負担金	14,625,000	14,625,000				13,100,000		1,525,000
8. 土木費	5. 都市計画費	西内河根場線建設事業	51,400,000	25,932,045				10,000,000		15,932,045
8. 土木費	5. 都市計画費	公園緑地管理事業	9,867,000	9,867,000						9,867,000
8. 土木費	6. 下水道費	雨水幹線管渠建設改良事業	10,417,000	10,417,000		4,160,000				6,257,000
9. 消防費	1. 消防費	無線県域及び共同指令センター運営事業	8,941,000	8,941,000				8,900,000		41,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理工事費	7,579,000	7,579,000		3,826,000		3,700,000		53,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校環境整備事業	67,969,000	67,969,000		13,808,000		34,000,000		20,161,000
10. 教育費	3. 中学校費	中学校環境整備事業	165,083,000	165,083,000		34,935,000		86,000,000		44,148,000

報告第 4 号

令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書
について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定
により、事故繰越し繰越計算書を調製したので、これを報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

令和6年度袖ヶ浦市一般会計予算 事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳						説明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国庫支出金	特 定 財 源 県支出金	地方債	その他	一般財源	
8. 土木費	4. 港湾費	千葉港整備事業地元負担金	円 8,187,750	円 8,187,750	円	円 888,750	円 888,750	円 700,000	円	円	円	円	円 188,750	千葉県の港湾岸壁修繕工事について、県内で発生した鳥インフルエンザの感染拡大の終息を図るため、工事請負業者が県の要請で防疫作業を優先することとなり、工事の年度内完了が困難となったことに伴い、当該事業の財源となる市負担金を事故繰越しするもの。

報告第 5 号

令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算の繰越について

令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

令和6年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算 繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1. 資本的 支出	1. 建設 改良費	下水道総合地震対策事業	円 48,000,000	円	円 48,000,000	円 21,490,000	円 26,400,000	円 110,000	円	円	・国の令和6年度補正予算（第1号）を活用し事業を実施するに当たり、工期が不足するため。
		ストックマネジメント事業	76,900,000		76,900,000	42,130,000	34,700,000	70,000			・資材納入が遅延したため。
	合 計		124,900,000		124,900,000	63,620,000	61,100,000	180,000			

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第２号

袖ヶ浦市坂戸市場１番地１（袖ヶ浦市役所 敷地内）で発生した車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

- 1 事故発生年月日 令和６年１１月２８日
- 2 事故発生場所 袖ヶ浦市坂戸市場１番地１（袖ヶ浦市役所 敷地内）
- 3 事故の相手方 個人
- 4 市の損害賠償額 ２３４，６３０円
- 5 相手方の損害賠償額 なし
- 6 賠償の理由 令和６年１１月２８日１２時５６分頃、袖ヶ浦市坂戸市場１番地１（袖ヶ浦市役所 敷地内）において、同行者が降車時に、隣に駐車していた車両に損傷を与えた。
この事故については、市に過失があるので、上記金額を賠償し和解する。袖ヶ浦市及び個人は、このほかの請求権を放棄する。

令和７年３月２４日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第３号

袖ヶ浦市下根岸３８５番地 宝蔵寺敷地内で発生したポンプ車両による物
損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

- 1 事故発生年月日 令和７年２月１５日
- 2 事故発生場所 袖ヶ浦市下根岸３８５ 宝蔵寺敷地内
- 3 事故の相手方 法人
- 4 損害賠償額 １３８，６００円
- 5 相手方の損害賠償の額 なし
- 6 賠償の理由 令和７年２月１５日午後０時５０分ごろ、袖ヶ浦市下根岸３
８５番地宝蔵寺敷地内において、平川消防署ポンプ車が火災出
動し、鎮火後に当該車両を転回させるために走行した際、寺院
内への引込線に接触し引込柱等に損害を与えた。
この事故については、市側に過失があるので、上記金額を賠
償し和解する。袖ヶ浦市及び法人は、このほかの請求権を放棄
する。

令和７年３月２８日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第４号

袖ヶ浦市下新田１２７７番地 根形交流センターで発生した物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

- 1 事故発生年月日 令和６年１１月２日
- 2 事故発生場所 袖ヶ浦市下新田１２７７番地 根形交流センター
- 3 事故の相手方 団体
- 4 損害賠償額 ５７０，４５２円
- 5 相手方の損害賠償額 なし
- 6 賠償の理由 令和６年１１月２日、根形公民館まつりで使用するために団体から借用していたテントが、夜間の降雨により、その雨水がテント天幕に溜まり、重さに耐えられず倒壊し、当該テントに損傷を与えた。
この事故については、市側に過失があるので、上記金額を賠償し和解する。袖ヶ浦市及び団体は、このほかの請求権を放棄する。

令和７年３月３１日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第7号

県道木更津根形線飯富407付近道路上で発生したホースブリッジによる車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

- 1 事故発生年月日 令和7年2月23日
- 2 事故発生場所 県道木更津根形線飯富407付近道路上
- 3 事故の相手方 個人
- 4 市の損害賠償額 975,600円
- 5 相手方の損害賠償額 なし
- 6 賠償の理由 令和7年2月23日午後2時20分ごろ、その他（枯草）火災において、消火栓から消防車両までホース延長の際、道路跨ぎのためホースブリッジを設定したところ、一般車両が通行時にホースブリッジを巻き込み跳ね上がったことにより、当該車両に損傷を与えた。
この事故については、市側に過失があるので、上記金額を賠償し和解する。袖ヶ浦市及び個人は、このほかの請求権を放棄する。

令和7年4月22日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

